

第20期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

- (1) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
- (2) 剰余金の配当等の決定に関する方針
- (3) 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書
- (4) 連結計算書類の連結注記表
- (5) 計算書類の株主資本等変動計算書
- (6) 計算書類の個別注記表

ブランディングテクノロジー株式会社

事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」及び「剰余金の配当等の決定に関する方針」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令ならびに当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（URL：<https://www.branding-t.co.jp/>）に掲載することにより株主のみなさまに提供しております。

1. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びにその他業務の適正を確保するために「内部統制システム構築の基本方針」として、以下の内容を取締役会において決議しております。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 「コンプライアンス管理規程」に基づき、取締役及び使用人に対して必要な啓蒙、教育活動を推進する。
 - ② 公益通報者保護法に対応した内部通報制度を構築し、コンプライアンスに対する相談機能を強化する。
 - ③ 代表取締役社長が選任した、他の部門から独立した内部監査人が各部門の業務執行及び、コンプライアンスの状況等について、定期的に内部監査を実施し、その評価を代表取締役社長及び監査役に報告する。
 - ④ 反社会勢力に対しては、「反社会勢力対処規程」に基づき、いかなる場合においても、金銭その他の経済的利益を提供しないことを基本姿勢とし、これを社内に周知し明文化する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書または、電磁的媒体に記録し、法令及び「文書管理規程」「稟議および申請規程」等に基づき、適切に保存及び管理する。
 - ② 取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧することができる。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 取締役会は、コンプライアンス、個人情報、品質、セキュリティ及びシステムトラブル等の様々なリスクに対処するため、社内規程を整備するとともに、定期的に見直しを行う。
 - ② リスク情報等については、取締役会等を通じて管掌役員より取締役及び監査役に対し報告を行う。

- ③ 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて法律事務所等の外部専門機関とともに、迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役会は「取締役会規程」に基づき、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務の執行の監督等を行う。毎月1回の定時取締役会を開催するほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
 - ② 取締役は、代表取締役社長の指示の下、取締役会決議及び社内規程等に基づき自己の職務を執行する。各取締役は、取締役及び監査役に対して状況報告を行うほか、会社経営に関する情報を相互に交換する。
 - ③ 各部門においては、「職務権限規程」及び「業務分掌規程」に基づき権限の移譲を行い、責任の明確化を図ることで、迅速性及び効率性を確保する。
- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制として、関係会社運営規程に基づき、当社管理担当部門が経営等に関する資料の提出を求めるとともに、当社の取締役会への定期報告を求める。
 - ② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制として、子会社の損失の危険の管理体制を構築するため、当社は危機管理及びリスク管理に関する社内諸規程等を整備し、子会社のリスクを管理する。また、子会社に重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等を発見した場合、遅滞なく当社の代表取締役社長を通じて、当社の取締役会に報告し、同時に当社の監査役へ報告する。

- ③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、子会社から定期的に業務報告を受け、重要事項は関係会社運営規程に基づき事前に当社の承認を得ることなどにより、子会社の取締役等の職務執行の効率を確保する。
 - ④ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制として、当社の役員等が子会社の役員等に就任するほか、当社の監査役及び内部監査人による監査により、業務の適正性を検証する。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議の上、必要に応じて監査役の職務を補助する使用人を配置する。監査役は、監査役の職務を補助する使用人の選任、考課に関して意見を述べるができるものとする。また、配置された監査役の職務を補助する使用人は、その補助業務に関しては監査役の指揮命令下で遂行することとし、取締役からの指揮命令は受けないものとする。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 取締役は、監査役の出席する取締役会その他重要な会議において担当する職務の執行状況を報告する。
 - ② 取締役及び使用人は、法令・定款に違反する恐れのある事実や当社及び子会社等に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した時は、直ちに監査役に報告する。又、内部通報制度に基づく通報があった場合は遅滞なく監査役に報告する。なお、監査役も内部通報制度の通報窓口であるため、使用人は内部通報制度を用いて監査役に直接報告することもできる。
 - ③ 監査役は、稟議書等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に何時にでも説明を求める事が出来る。監査役から説明を求められた場合には、取締役及び使用人は遅滞なく監査役に報告する。
 - ④ 監査役に報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び使用人等に周知徹底する。なお、内部通

報制度における通報者については、解雇その他いかなる不利益取扱いも行っていないことや、通報者等に対して不利益取扱いや嫌がらせ等を行った者がいた場合には、就業規則に従って処分を課することができる旨等を「内部通報および公益通報者保護規程」において定め、その保護を図るものとする。

(8) 子会社の取締役及び使用人が当社監査役に報告するための体制

① 子会社の取締役及び使用人は、法令及び規程に定められた事項のほか、当社の監査役から報告を求められた事項について速やかに当社の監査役に報告するとともに、関連会社運営規程に基づき、当社の管理担当部門にも報告する。

② 当社の管理担当部門は、子会社の取締役及び使用人から、法令及び規程に定められた事項のほか、当社の監査役から報告を求められた事項について報告を受けた場合には、速やかに当社の監査役にその内容を報告する。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち重要な課題、情報に関し意見交換を行う。

② 内部監査人は、監査役と連携を図り、情報交換を行い、必要に応じて監査役立ち会いのもと内部監査を行う。

③ 取締役及び使用人は、監査役が会計監査人と会計監査の内容等についての情報交換が充分に行える体制を整える。又、監査役が顧問法律事務所と何時にでも会社経営全般についての法律相談を行える体制を整える。

④ 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等を請求した場合は、当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用の前払い等の処理をするものとする。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を高めるため、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行う。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

(1) 取締役の職務執行について

① 当社の取締役会は5名の取締役(うち社外取締役は1名)で構成されており、毎月開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。当事業年度において取締役会は21回開催されました。

② 取締役会は取締役会規程等に基づき運営され、取締役会に付議又は報告すべき事項が各取締役より上程されて経営上の意思決定がなされております。また、取締役会には3名の監査役(うち社外監査役2名)が出席し、各取締役の職務執行状況を監督しております。なお、取締役会で用いられた資料、議事録等は文書または電磁的方法で記録・保管されております。

(2) 監査役の職務執行について

① 当社の監査役会は3名の監査役(うち社外監査役は2名)で構成されており、毎月開催される定時監査役会に加え、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。当事業年度において、監査役会は13回開催されました。

② 監査役会は監査役会規程等に基づき運営され、常勤監査役からの会社の状況に関する報告及び監査役相互による意見交換等が行われております。監査役は、取締役会への出席、重要文書の閲覧、役職員への聴取並びに会計監査人及び内部監査人との情報交換等により、取締役の職務執行について監視を行っております。

(3) リスク管理及びコンプライアンスについて

① コンプライアンス意識の徹底を図るため、コンプライアンス研修を半期に1度開催し、定期的に教育を実施しております。また、入社時に教育を実施するほか、全社を対象に情報セキュリティ、コンプライアンスにかかる教育を実施しました。

② 内部監査人により、法令、定款、社内規程等の遵守状況を監査項目に加え、会社の業務が適切に行われていることを確認しております。

③ コンプライアンス違反行為等を把握するため内部通報制度を設けているほか、コンプライアンス違反行為等が発生した場合には防止対策の策定、全社に向けた注意喚起を実施しております。

2. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を目指すため、内部留保の充実が重要であると考え、設立以来、当連結会計年度を含め配当を実施した実績はありません。しかしながら、株主利益の最大化を重要な経営目標の一つとして認識しており、今後の株主への剰余金の配当につきましては、業績の推移、財務状況、今後の事業への投資計画等を総合的に勘案し、内部留保とのバランスをとりながら検討していく方針です。

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	157,487	154,097	802,728	△10,404	1,103,908
当連結会計年度変動額					
自己株式の取得				△16,298	△16,298
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		50			50
新株予約権の行使	282	282			565
親会社株主に帰属する当期純損失(△)			△42,104		△42,104
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	282	332	△42,104	△16,298	△57,787
当連結会計年度末残高	157,769	154,430	760,624	△26,703	1,046,121

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の利益累計額			
当連結会計年度期首残高	△38	2,539	2,501	74	-	1,106,484
当連結会計年度変動額						
自己株式の取得			-			△16,298
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動			-			50
新株予約権の行使			-			565
親会社株主に帰属する当期純損失(△)			-			△42,104
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	626	307	934		3,183	4,118
当連結会計年度変動額合計	626	307	934	-	3,183	△53,668
当連結会計年度末残高	588	2,847	3,435	74	3,183	1,052,815

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 3社
- ・連結子会社の名称 株式会社アザナ
株式会社ファングリー
VIETRY CO., LTD.

②非連結子会社の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ・持分法を適用した関連会社 1社
- ・持分法を適用した関連会社の名称 株式会社ソーシャルスタジオ

(3) 連結の範囲又は持分法の適用の範囲の変更に関する事項

当連結会計年度より、新たに株式会社ファングリーは設立したため、連結の範囲に含め、前連結会計年度において連結子会社でありましたBranding Technology Asia PTE. LTD. は清算したため、連結の範囲から除外しております。

また、当連結会計年度より、新たに出資した株式会社ソーシャルスタジオを持分法適用の範囲に含めております。

2. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

②たな卸資産

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物付属設備は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数はなお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	6～22年
その他	2～20年

②無形固定資産

市場販売目的のソフトウェアは、販売見込数量に基づく償却額と残存見込販売有効期間（3年）に基づく均等償却額との、いずれか大きい金額によっております。

自社利用のソフトウェアは、見込利用可能期間（5年以内）に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与の支出に備えるため、将来の賞与支給見込額のうち当期負担額を計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

3. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当期末に係る連結計算書類から適用し、連結注記表に（会計上の見積りに関する注記）を記載しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性の判断

(1) 当連結会計年度の連結貸借対照表に計上した金額

繰延税金資産	26,455千円
--------	----------

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、将来減算一時差異の解消スケジュール、収益力に基づく将来の課税所得の十分性及びタックス・プランニング等に基づいて、税務上の繰越欠損金の課税所得との相殺により回収可能性を判断し、将来の税金負担額を軽減することが認められる範囲内で計上しております。

収益力に基づく将来の課税所得の十分性の判断に当たっては、事業計画等を基礎として行っており、当該事業計画に含まれる将来の売上高の予測や費用の見込みにあたっては、ネット広告市場の成長及び新規受注件数の見込みに係る予測を考慮した売上高の増加に係る仮定が含まれています。

当該仮定は、将来の不確実な経済条件の変動等によって繰延税金資産の回収可能性に重要な影響を及ぼす可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 118,528千円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末に発行済株式の種類及び総数

普通株式	1,616,200株
------	------------

(2) 当連結会計年度末における自己株式の種類及び総数

普通株式	25,745株
------	---------

(3) 当連結会計年度末における新株予約権の目的となる株式の種類及び数

2017年2月15日開催の取締役会決議による第4回ストックオプション

普通株式	24,600株
------	---------

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については流動性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については銀行等金融機関からの借入により調達しております。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金、未払金、未払費用は概ね3ヵ月以内の支払期日であります。借入金は、主に運転資金として調達しております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体企業の信用リスク及び市場リスクに晒されております。

③金融商品に係るリスク管理体制

a. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権については、与信管理規程に従い、個別案件ごとに取引先の状況をモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに財務状態の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

b. 市場リスクの管理

当社グループは、投資有価証券について定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して、保有状況を継続的に見直しております。

c. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	1,529,072 千円	1,529,072 千円	－ 千円
(2) 受取手形及び売掛金	446,652	446,652	－
(3) 投資有価証券 その他有価証券	1,402	1,402	－
資産計	1,977,127	1,977,127	－
(1) 買掛金	299,803	299,803	－
(2) 未払金	71,574	71,574	－
(3) 未払費用	69,145	69,145	－
(4) 未払法人税等	8,593	8,593	－
(5) 長期借入金 (1年内返済予定長期借入金を含む)	490,011	490,501	490
負債計	939,127	939,617	490

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金 (2) 受取手形及び売掛金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式等は取引所の価格によっております。

負 債

(1) 買掛金 (2) 未払金 (3) 未払費用 (4) 未払法人税等

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金 (1年内返済予定長期借入金を含む)

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	当 事 業 年 度 (2021年3月31日)
差 入 保 証 金	70,017 千円
敷 金	39,069
長 期 預 り 保 証 金	101,500

差入保証金、敷金、長期預り保証金につきましては、残存期間を特定できず、時価を把握することが極めて困難であることから時価開示の対象としておりません。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 659円91銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 26円42銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記

(企業結合等関係)

(1) 会社分割（新設分割）の概要

①対象となった事業の内容

コンテンツマーケティング事業

②企業結合日

2020年10月1日

③企業結合の法的形式

当社を分割会社とし、新設会社を承継会社とする新設分割（簡易分割）方式

④結合後企業の名称

株式会社ファングリー

⑤その他取引の概要に関する事項

当社は「ブランドを軸に中小企業様のデジタルシフトを担う」をミッションに掲げ、「ブランディング」や「デジタルマーケティング」のソリューションを提供することで地方を含めた全国の中小企業様 3,200 社の発展を支援して参りました。今般、当社の中核事業であるブランド事業のうち市場成長が著しく、また当事業のストロングポイントでもあるコンテンツマーケティング及びメディア運営に関する事業を会社分割の手法を用いて子会社化することといたしました。これにより、独立会社として経営責

任の明確化を図るとともに、意思決定の迅速化、機動的な組織運営、経営資源の選択と集中を実現し、同事業の競争力の強化及び当社グループ全体の企業価値向上を目指します。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準（企業会計基準第21号）」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

事業分離

(1) 事業分離の概要

①分離先企業の名称

株式会社じげん

②分離した事業の内容

外壁塗装比較メディア「外壁塗装コンシェルジュ」の管理・運営等

③事業分離を行った主な理由

グループ事業の選択と経営資源の集中の一環として譲渡することといたしました。

④事業分離日

2020年11月4日

⑤法的形式を含むその他取引に概要に関する事項

受取対価を現金等の財産のみとする事業譲渡

(2) 実施した会計処理の概要

①移転損益の金額

92,145千円

②移転した事業に係る資産の主な内訳

主にソフトウェア等であります。

③会計処理

移転した外壁塗装コンシェルジュ事業に関する投資は清算されたものとみて、移転したことにより受け取った対価となる財産の時価と、移転した事業に係る株主資本相当額との差額を移転損益として認識しております。

(3) 分離した事業が含まれていた報告セグメント

ブランド事業

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から)
(2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							自己株式	株主資本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自己株式		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合 計			
					繰越利益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	157,487	91,987	62,500	154,488	775,136	775,136	△10,404	1,076,707	
当 期 変 動 額									
当 期 純 損 失				-	△51,996	△51,996		△51,996	
自己株式の取得				-		-	△16,298	△16,298	
新株予約権の行使	282	282		282		-		565	
株主資本以外の項目の当期 変動額(純額)				-		-		-	
当 期 変 動 額 合 計	282	282	-	282	△51,996	△51,996	△16,298	△67,729	
当 期 末 残 高	157,769	92,269	62,500	154,770	723,140	723,140	△26,703	1,008,977	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	△38	△38	74	1,076,743
当 期 変 動 額				
当 期 純 損 失		-		△51,996
自己株式の取得		-		△16,298
新株予約権の行使		-		565
株主資本以外の項目の当期 変動額(純額)	626	626	-	626
当 期 変 動 額 合 計	626	626	-	△67,102
当 期 末 残 高	588	588	74	1,009,640

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式及び関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

②その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

①仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

②貯蔵品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	6年～22年
工具器具備品	3年～20年
車両運搬具	2年

②無形固定資産

市場販売目的のソフトウェアは、販売見込数量に基づく償却額と残存見込販売有効期間（3年）に基づく均等償却額との、いずれか大きい金額によっております。自社利用のソフトウェアは、見込利用可能期間（5年以内）に基づく定額法によっております。

③長期前払費用

定額法によっております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支出に備えるため、将来の賞与支給見込額のうち当期負担額を計上しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 投資事業組合出資の会計処理

投資事業組合への拠出額は出資金として認識し、同組合の当事業年度に属する損益の持分相当額を出資金評価損益として処理しております。

② 消費税等

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当期末に係る計算書類から適用し、個別注記表に（会計上の見積りに関する注記）を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 当事業年度の貸借対照表に計上した金額

繰延税金資産	22,246千円
--------	----------

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、将来減算一時差異の解消スケジュール、収益力に基づく将来の課税所得の十分性及びタックス・プランニング等に基づいて、税務上の繰越欠損金の課税所得との相殺により回収可能性を判断し、将来の税金負担額を軽減することが認められる範囲内で計上しております。

収益力に基づく将来の課税所得の十分性の判断に当たっては、事業計画等を基礎として行っており、当該事業計画に含まれる将来の売上高の予測や費用の見込みにあたっては、ネット広告市場の成長及び新規受注件数の見込みに係る予測を考慮した売上高の増加に係る仮定が含まれています。

当該仮定は、将来の不確実な経済条件の変動等によって繰延税金資産の回収可能性に重要な影響を及ぼす可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	98,879千円
(2) 関係会社に対する金銭債権、債務（区分掲記したものは除く）。	
関係会社に対する短期金銭債権	5,925千円
関係会社に対する短期金銭債務	10,566千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
営業収益	19,832千円
営業費用	211,388千円
営業取引以外の取引高	179千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数	
普通株式	25,745株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	11,006千円
貸倒引当金	2,319千円
減損損失否認額	1,399千円
減価償却超過額	1,212千円
未払事業税	16千円
税務上の繰越欠損金	20,023千円
その他	7,660千円
繰延税金資産小計	43,637千円
評価性引当額	△21,131千円
繰延税金資産合計	22,505千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	259千円
繰延税金負債合計	259千円
繰延税金資産の純額	22,246千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

開示すべき重要な取引はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	634円77銭
(2) 1株当たり当期純損失	32円62銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. その他の注記

連結計算書類 連結注記表（企業結合に関する注記）をご参照ください。